



## よくあるご質問 支給要件

Q：定年退職で再就業（再雇用）になります。対象研修の受講のタイミングを教えてください。

A：在職中（定年退職日前）に受講してください。支給要件は、対象研修を受講後に再就業（再雇用）することになっています。順番が逆になると支給対象にはなりません。

Q：年度更新（派遣の契約更新も同様）は、更新日以降に新しい職場へ再就業した扱いとなりますか。

A：『継続』が前提とされている年度更新（契約更新）の場合、就業が継続しているため申請は認められません。ただし、改めて公募により応募して選考の結果任用された場合は、新しい職場に再就業したと考えられますので、新たな雇用となる前に研修を受講し、6か月経過後に申請をしてください。

Q：奨励金申請の対象期間を教えてください。

A：研修受講は、2022（令和4）年1月～2025（令和7）年3月の研修が対象。再就業（再雇用）は、2022（令和4）年1月～2025（令和7）年6月までに就業開始が対象となります。

Q：再就業後、転職しました。就業の継続期間などに影響はありますか？

A：転職しても退職の翌日から起算して1か月以内に所定の施設へ転職した場合は、転職期間も含めて一つの就業期間として引き続くものとします。

Q：定年退職後、引き続き同一の職場で就業することになりましたが、就業期間はいつからカウントされますか？

A：定年退職し、引き続き同一の職場に勤務する場合も対象となりますが、いったん退職していることから、再び採用された日から期間をカウントします。

Q：所定の研修を遅刻・早退した場合、受給はできますか？

A：1回あたりの研修時間の、複数日にわたる場合は当該期間の5分の4以上を出席しないと受給の対象となりません。

公共交通機関の遅延等やむを得ない事情であっても、所定時間（研修時間の4/5）以上の受講ができなかった場合は、受講証明書は発行しません。

Q：就業は東京都ナースバンクを通さないといけませんか？

A：ハローワークや人材紹介会社、施設への直接の申し込みなど東京都ナースバンク以外を通じて就業した場合も対象となります、

Q：就業先の勤務は常勤でなければいけませんか？

A：1週間の所定労働時間が20時間以上であれば雇用の形態は問いません（パートやアルバイトも含む）。

Q：勤務先は都内の施設ですが、東京都以外に住んでいます。受給の対象になりますか？

A：勤務先が都内であれば対象となります。



## よくあるご質問 支給申請

Q：1回目（6か月）の申請をするのを忘れていました。2回目（2年）でまとめて申請できますか？

A：まとめての申請はできません。その都度申請をお願いします。ただし、1回目の申請を忘れても2回目の申請（15万円）は可能です。

Q：6か月間継続して就業しましたが、現在は離職中です。その場合、申請はできませんか？

A：1回目（6か月間）の支給要件を満たしているのであれば、申請は可能です。

Q：所定研修の受講証明書の再発行はできますか？

A：再発行は原則いたしませんので、申請まで大事に保管してください。

Q：申請後、その申請が受理され受給できるのか確認したいのですが？

A：指定口座への振込は申請後2か月程度を予定していますが、申請書の受理後に申請された方には、メール等にて交付あるいは不交付の決定通知をいたします。